

千葉市告示第443号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年5月24日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
幼児教室セグナ 千葉県千葉市花見川区横戸町1586-42	社会福祉法人さくら学園 千葉県千葉市花見川区花島町430-35 理事長 鈴木 信吾	令和5年 6月1日	1250101837	保育所等訪問支援